

(平成25年6月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年6月から21年8月までの期間、22年4月及び同年5月の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年1月10日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から22年6月1日まで
② 平成20年1月10日

私が勤務していたA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、給料明細書の給与支給額と比較して著しく低額であり、給料明細書に記載された保険料控除額は、標準報酬月額に見合う保険料控除額を大きく上回る金額であった。

また、申立期間②の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年6月から21年8月までに係る標準報酬月額、22年4月に係る標準報酬月額、同年5月に係る標準報酬月額及び申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が所持している給料明細書において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の<認められる標準報酬月額>及び<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成19年4月、同年5月及び21年9月から22年3月までの標準報酬月額について、給料明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成19年6月から21年8月までの期間、22年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、事業主は、「月ごとにその賃金総額を保険料額表に当てはめていた。」と回答している上、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が19年6月から21年8月までの長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと思うと回答しているが、複数の同僚が当該期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与の支給を確認できる給料明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 19 年 6 月	15 万円
平成 19 年 7 月及び同年 8 月	22 万円
平成 19 年 9 月から 20 年 10 月まで	24 万円
平成 20 年 11 月	28 万円
平成 20 年 12 月及び 21 年 1 月	24 万円
平成 21 年 2 月	26 万円
平成 21 年 3 月及び同年 4 月	24 万円
平成 21 年 5 月	26 万円
平成 21 年 6 月から同年 8 月まで	24 万円
平成 22 年 4 月及び同年 5 月	26 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 20 年 1 月 10 日	4 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月17日から同年10月16日まで
私が、A社及び同社のグループ会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からグループ会社のC社へ異動はしたものの、申立期間においても継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に同時期に異動となった同僚は、申立人と同日の辞令発令だったとしているところ、人事関係資料において、辞令発令日が昭和42年10月16日である者が複数存在することが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、B社は不明としているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日となっている上、D厚生年

金基金の記録における資格喪失日と同日となっており、離職日は同じであることから、社会保険事務所、公共職業安定所及び厚生年金基金が誤って記録したとは考え難く、同社が昭和42年9月17日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 3 日から同年 7 月 1 日まで

私が勤務していた事業場の運営会社が A 社に変更になった申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、私が所持する給与明細書より低額の 19 万円となっている。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書の記載において確認できる保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年11月30日から45年2月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月頃から同年5月10日まで
② 昭和44年11月30日から45年3月頃まで

私は、昭和44年3月頃から45年3月頃までA社において、継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和44年11月30日から45年2月10日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月10日より後の同年4月1日付けで、遡って44年11月30日と届出されていることが確認できる上、複数の元従業員の資格喪失日についても、申立人と同様に遡って同年11月30日とされており、そのうち4人については、一旦記録された資格喪失日が遡及訂正された上で同日とされていることが確認できる。

また、申立人と同様に、資格喪失日を遡って昭和44年11月30日とされた複数の元従業員は、自身は資格喪失日以降もA社に勤務していた旨供述している上、上記被保険者名簿によると、当該遡及処理において、元事業主の資格喪失日のみ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった45年2月10日と届出されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくともA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の前日の昭和45年2月9日までは同社に勤務していたと認められ、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなった後に申立人に係る上記遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を同年2月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の上記被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和45年2月10日から同年3月頃までの期間について、元従業員に照会を行ったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の入社時期及び退職時期を特定することができない。

また、A社は既に解散している上、元事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和45年2月10日から同年3月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和36年3月にB社（昭和37年3月30日にA社に名称変更）に入社し、その後分社化したC社に勤務したが、40年に退社するまで継続して勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は、昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月のB社における社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8459

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月23日から43年7月10日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。しかし、私は脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社の資格喪失日から2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号と、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年4月7日から42年2月2日までの期間、同年1月19日から44年12月21日までの期間、45年1月9日から同年3月25日までの期間及び同年3月20日から46年8月21日までの期間について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和46年8月21日から同年9月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月7日から42年2月2日まで
② 昭和42年1月19日から44年12月21日まで
③ 昭和45年1月9日から同年3月25日まで
④ 昭和45年3月20日から46年8月21日まで
⑤ 昭和46年8月21日から同年9月21日まで

年金記録を確認したところ、A社を含む申立期間①から④までの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、受給した記憶が無い。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和46年8月21日以降も、同社の後継事業所で、同じ場所に設立されたB社に同年9月20日まで勤務していたが、申立期間⑤が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から⑤までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについて、申立期間②、③及び④における被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号が、脱退手当金の支給決定日の約1週間前の昭和47年1月28日に、申立期間①における被保険者期

間の被保険者記号番号に重複整理され、申立人の姓が同年2月16日に旧姓から新姓に変更されたことが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により確認でき、これらの処理は、当該期間の脱退手当金が同年2月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然である。

また、C社の事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、当該期間の脱退手当金は、当該期間に係る最終事業所であるA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和47年2月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間⑤について、申立人は、B社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社の元事業主は、申立人について、「B社の設立後も申立人は勤務していた可能性はあるが、いつまで勤務していたかは不明である。また、当時の資料が無いため確認はできないが、新会社になった後、すぐに退社する予定であったのであれば、雇用形態をパート職に変更し、新会社の厚生年金保険には加入させていなかったのではないか。」と回答しているところ、申立人は、「昭和46年8月には既にD県からE県に転居することが決まっていたので、すぐに退職する予定であった。申立期間⑤直後の同年10月7日頃に転居した。」と供述をしている。

また、申立人が、当該期間当時の同僚で自身より長く勤務していたと記憶している同僚も、申立人と同日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、B社の被保険者となっていない。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8461（事案 1004、2003 及び 6862 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 7 日から 30 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録は脱退手当金として支給されていた。受給した覚えがないので、その後、年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない」という回答であった。納得がいけないので、再申立てを行ったが、初回同様「年金記録を訂正する必要はない」という回答に納得がいけない。

申立期間後に勤務した事業所の被保険者期間の脱退手当金の手続は自身で行い受給したが、申立期間の脱退手当金の手続は行っていないし受給した覚えもない。当時の事業所の社会保険事務担当者と社会保険事務所（当時）の職員が不正を行ったのではないか。なお、同僚二人は、申立てに係る事業所に勤務していたときの年金記録が回復している。

再度、調査の上、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄に、脱退手当金が支給されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月後の昭和 30 年 8 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことから、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 24 日付け、22 年 1 月 22 日付け及び 23 年 9 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給した覚えが無く、年金記録確認A地方第三者委員会の決定に納得できないと主張しており、口頭意見陳述においても、同様の主張を繰り返しているところ、これは同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人に対しては、申立期間後の別の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である上、申立期間の被保険者記号番号と申立期間後に脱退手当金を受給したと認めている期間の被保険者記号番号は別の番号となっている。

さらに、申立てに係る事業所のうち、最終の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 30 年 6 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 10 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 7 名が 1 年未満に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

一方、申立人の記憶している同僚のうち 2 名は、申立てに係る事業所の年金記録が回復されたと主張しているが、当該同僚 2 名については、当該事業所の被保険者期間の未統合記録が判明し、平成 20 年に基礎年金番号に統合され、年金記録に反映されて年金受給に至ったものであり、脱退手当金の記録が回復されたものではない。

また、申立人は、当時の事業所の社会保険事務担当者と社会保険事務所職員が不正を行ったのではないかと主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否について調査審議する機関であり、関係機関等の不正について調査審議するものではない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

年金事務所から、A社における申立期間に係る賞与の記録が漏れているのではないかと問合せを受けた。春の賞与は支給されていたし、賞与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとするB銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表によると、同年 3 月 30 日に入金を確認でき、同年 4 月には賞与の入金記録は無い。

また、A社のグループ会社であるC社は、A社に勤務する社員の賞与は3月支給であり、申立期間に支給することはなかった旨回答している。

さらに、D健康保険組合は、申立人の申立期間に係る賞与の支給記録は無いと回答している。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 4 月以降に支給された賞与は年金額の基礎となるが、同年 3 月以前に支給された賞与は年金額の計算の基礎にならない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月頃から 41 年 10 月頃まで
② 昭和 42 年 11 月頃から 44 年 12 月頃まで

申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社の従業員として、D市E区にあったF社内において、G業務をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の本社所在地と当時の同社本社所在地が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、申立期間①にA社において同様の業務内容で勤務したと記憶する同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立期間①に勤務していた同僚は、A社における従業員の厚生年金保険の加入の取扱いについて、「加入を希望する従業員のみ加入していた。」と回答している上、複数の同僚は、自身の厚生年金保険の加入記録について、「勤務していた期間と異なる。」と回答している。

さらに、B社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間①における在籍及び保険料控除等について、不明。」と回答しており、上記の複数の同僚からも申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除に係る供述は得られなかった。

申立期間②について、申立人が記憶するC社の本社所在地と複数の同

僚が記憶する所在地が一致しており、申立人が当該期間に勤務していたとする申立人の兄及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び申立人の兄がC社において、申立期間②に同様の業務に従事していたと記憶する5名の同僚のうち2名に厚生年金保険被保険者記録が無い上、当該期間に勤務していた同僚は、同社における従業員の厚生年金保険の加入の取扱いについて、「雇用形態により異なる取扱いをしていた。申立人は臨時従業員だったと思うが、臨時従業員は、加入を希望する従業員のみ加入していた。」と回答している。

また、申立人を記憶する同僚は、申立期間②におけるC社の従業員数は、55名から65名と回答しているところ、当該期間における厚生年金保険被保険者は5名から12名である。

さらに、C社について、管轄の法務局に商業登記の記録は確認できず、事業主の所在は不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から25年3月1日まで
② 昭和25年9月1日から30年10月1日まで
A社B支店に勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済となっているが、受け取った記憶が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年10月15日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を出産準備のために退職後、61年4月に国民年金に加入するまで年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。